

業務委託等契約（成果物提出型）標準約款

（総則）

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）までに委託業務を完成し、成果物を発注者に提出しなければならない。

（契約の保証）

第2条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第5号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であつて、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項に掲げる措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は、委託料の100分の 以上としなければならない。

弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第15条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる措置を講じたときは、当該措置は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の委託料の100分の に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

弘前市契約規則第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（再委託等の制限）

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（監督職員）

第5条 発注者は監督職員を定めたときは、その氏名を書面により受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等に定めるところにより必要な監督を行い、及び次条第1項に規定する業務責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(業務責任者)

第6条 受注者は、委託業務を指導監督する業務責任者を選定し、その氏名を書面により発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、業務責任者の指導監督が不適当であるために委託業務の実施に支障があると認めたときは、受注者に対し、理由を明示して、その変更を求めることができる。

(委託業務の内容の変更等)

第7条 発注者は、必要があると認めるとときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第8条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により委託期間までに委託業務を完成することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その理由を明示した書面により委託期間の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(委託業務の実施に係る損害)

第9条 受注者は、委託業務の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者の委託業務の実施に当たり発注者の責めに帰する理由により受注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

3 委託業務の実施に当たり発注者と受注者のいずれの責めにも帰さない理由により生じた損害を賠償するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(成果物の検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務を完成したときは、業務委託完成検査申請書に成果物を添えて発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 前項の規定により成果物が提出されたときは、発注者はその日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、検査をしなければならない。

3 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知し、受注者は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく業務委託引渡書により当該成果物の引渡しをしなければならない。

4 第2項の規定による検査に合格しなかったときは、受注者は、直ちに修補したうえ、発注者に業務委託完成再検査申請書を提出し、再検査を受けなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の再検査について準用する。

(委託料の支払)

第11条 受注者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格し、同条第3項の規定による引渡しをしたときは、委託料の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料の支払をしなければならない。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知った日から1年以内に受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

（履行遅延の場合における遅延利息）

第13条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により委託期間内に委託業務を完成することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が決定する年率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの年率とする。）で計算して得た金額とする。

3 発注者は、前項の遅延利息を、委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく委託料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日の翌日から支払の日まで契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率の割合（うるう年の日を含む期間についても365日当たりの年率とする。）で計算して得た金額を、遅延利息として請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、次条及び第14条の3に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 業務責任者を選定しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第12条の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第17条又は第17条の2の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託料の100分の1に相当する額を違約金として、受注者から徴収する。

弘前市契約規則第3
2条第2号イの規定
に留意し、違約金に係
る割合を定めて記入
する。

- (1) 前2条の規定により業務の完了前にこの契約を解除したとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 第1項の場合（前条第7号又は第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5 第1項に定める場合（第2項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（発注者の損害賠償）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第14条の2又は第14条の3の規定により、業務完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除されたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (6) 前条第1項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたとき。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第17条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに

この契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条第1項の規定による中止の期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

2 前項又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、第14条、第14条の2、第14条の3、第17条又は第17条の2の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(受注者の損害賠償)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第17条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約保証金の還付)

第20条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき又は第14条第1項、第14条の3第7号若しくは第9号、第17条若しくは第17条の2の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他の協議事項)

第22条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。